

制定 令和4年7月8日

全部改正 令和7年10月1日

富津市公式SNS運用方針

(趣旨)

第1条 この方針は、民間企業が提供するソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を利用した富津市（以下「市」という。）の情報発信について、市が開設し、運用する各種公式SNS（以下「市公式SNS」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この方針において、「SNS」とは、X、Facebook、LINE、Instagram、YouTube、TikTok等のインターネット上のサービスを利用して、情報を発信し、又は相互に情報のやり取りを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

(基本方針)

第3条 市公式SNSは、それぞれのSNSの特性等に応じて、市の行政、災害、イベント、観光等に関する情報を発信することを通じ、利用者に市への理解を深めていただくとともに、市の魅力をより認識していただくことを目的とする。

2 市公式SNSは、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等は行わない。

3 市公式SNSは、他アカウントのフォロー等を原則として行わない。

(禁止事項)

第4条 次に掲げる利用者によるコメント等の投稿を禁じる。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (3) 政治、選挙及び宗教活動又はこれらに類似するもの
- (4) 市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽又は真実と異なる内容及び単なる風評又は風評を助長させるもの

- (9) 本人の承諾なく個人情報特定し、開示し、漏えいする等のプライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等の不適切な表現をするもの
- (13) 市の発信する内容の全部又は一部を改変するもの
- (14) 市の発信する内容に関係のないもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクに関するもの

2 利用者によるコメント等の投稿が前項各号に該当する場合は、予告なくコメント等の削除若しくは非表示又はアカウントのブロック等を行うものとする。

(知的財産権の帰属)

第5条 市公式SNS掲載情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、市又は正当な権利を有する者に帰属する。

2 利用者は、私的使用のための複製、引用等著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき認められた場合及び市公式SNS上での共有機能等の使用による転載等を除き、無断で複製し、並びに転載してはならない。

(遵守事項)

第6条 情報配信者は、次の各号に掲げる事項の遵守しなければならない。

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及びサービスに関する規程を遵守すること。
- (2) 公式SNSを業務目的外に使用しないこと。
- (3) 守秘義務の遵守及び、意思形成過程における情報の取扱いに留意すること。
- (4) 配信する情報を正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。

(免責事項)

第7条 市公式SNSに関する免責事項は、次のとおりとする。

- (1) 市は、市公式SNSに掲載情報の正確性、安全性、有用性等を保証するも

のではない。

(2) 市は、利用者が市公式SNS掲載情報を信用し、又は利用し、若しくは利用できなかったことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

(3) 市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

(4) 市は、前2号に掲げるもののほか、公式SNS掲載情報に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(5) 市は、予告なく市公式SNS運用方針の変更、見直し、又は運用を中止する場合があるものとする。

(個人情報)

第8条 市は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとする。

2 市は、当事者の意思によるものを除くほか、市公式SNSを通じて個人情報を収集しない。

(準拠法)

第9条 この方針の準拠法は日本法とする。

(補則)

第10条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、令和4年7月8日から施行する。

この方針は、令和7年10月1日から施行する。